

令和7年度長崎県私立幼稚園及び認可外保育施設
物価高騰緊急支援事業支援金支給・申請要領

第1 趣旨

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた県内の私立幼稚園及び認可外保育施設（私立幼稚園に関しては、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園。認可外保育施設に関しては、中核市所管を除いた、県所管の認可外保育施設を対象とする。以下「私立幼稚園等」という。）に対して、予算の定めるところにより、長崎県私立幼稚園及び認可外保育施設物価高騰緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することで私立幼稚園等の負担軽減を図り、安定した保育の実施を促進する。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 支給対象者

(1) 長崎県内において、申請日時点で次の私立幼稚園等を設置・運営（運営に要する経費の支払い実績を有しております）し、支援金の受領後も事業を継続する意思がある事業者であること。

ア 私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園。）

イ 認可外保育施設（中核市所管を除く。）

(2) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア 国や地方公共団体

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

2 支給対象施設

申請日時点で第2の1(1)に掲げる私立幼稚園等であって、次の(1)から(2)のいずれにも該当しないこと。

(1) 申請日時点で休園（実質的に保育活動を行っていない状態を含む）又は閉園していないこと。

(2) 令和7年度中に休園又は閉園の予定がないこと。

第3 支援金の支給額等

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする事業者は、次の書類を令和8年2月6日（金）までに提出しなければならない。

- (1) 長崎県私立幼稚園及び認可外保育施設物価高騰緊急支援事業支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等
- (3) その他知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査

県（こども未来課）は、必要に応じて、申請書を提出した事業者に対し、関係資料の提出を求める。

第6 支援金の支払

県は、第5の規定により送付のあった申請書類等により、支援金を支給すべきと認めたものについて、支給決定を行い、事業者が指定する預金口座に支援金を振り込むものとする。

第7 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第8 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2の2のいずれかに該当することが判明した場合、又は第7の調査等の結果、支援金の使途が第1に規定する趣旨に合致しないことが判明した場合には、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第9 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和7年12月23日から施行し、令和7年度の予算に係る長崎県私立幼稚園及び認可外保育施設物価高騰緊急支援事業支援金に適用する。

別表（第3関係）

施設区分	令和7年12月1日時点在園児数（人）			支援額（円）
幼稚園	16	～	25	7,000
	46	～	60	20,000
	91	～	105	53,000
	106	～	120	57,000
	151	～	180	69,000
	211	～	240	84,000
	241	～	270	91,000

施設区分	令和7年10月1日時点在園児数（人）			支援額（円）
認可外保育施設	1	～	25	4,000
	26	～	35	7,000
	36	～	45	9,000
	46	～	60	12,000